

## 国民健康保険条例の改正について

## 1 改正の趣旨

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が制定され、平成30年度から国民健康保険の県単位化が施行されることに伴い、保険料の賦課に関する基準等に係る所要の規定を整理するとともに、被保険者間の保険料負担の均衡を図ること等を目的として、芦屋市国民健康条例の一部を改正しようとするもの。

## 2 改正の内容

- (1) 基礎賦課総額の算定の基準となる額について、表1に掲げる額の見込額から表2に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(第9条の3関係)

表1

改正案	現行
次に掲げる額の合算額	次に掲げる額の合算額
ア 療養の給付等に要する費用等の額	ア 療養の給付等に要する費用等の額
イ 国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(基礎賦課額分)の額	イ 前期高齢者納付金等の納付に要する費用等の額
ウ 財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額	ウ 保健事業に要する費用の額
エ 財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額	エ 共同事業の拠出金の納付に要する費用の額
オ 保健事業に要する費用の額	オ 高額共同事業の拠出金の納付に要する費用の2分の1の額
カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額	カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額

表2

改正案	現行
次に掲げる額の合算額	次に掲げる額の合算額
ア 国の補助金の額	ア 療養給付費負担金の額
イ 県及び市の補助金及び貸付金の額	イ 国及び県の調整交付金の額
ウ 国民健康保険保険給付費等交付金の額	ウ 特定健康診査等に要する費用の額
エ その他国民健康保険事業に要する費用のための収入の額	エ 国の補助金の額
	オ 県及び市の補助金及び貸付金の額
	カ 保険財政共同安定化事業交付金及び高額医療費共同事業交付金の額
	キ 前期高齢者交付金の額
	ク その他国民健康保険事業に要する費用のための収入の額

(2) 基礎賦課総額より保険料率を算定する方法について（第13条関係）

ア 所得割額，均等割額，平等割額の賦課総額に対する按分割合を次に掲げる通りとする。

改正案	現 行
所得割額・・・52/100	所得割額・・・50/100
均等割額・・・34/100	均等割額・・・35/100
平等割額・・・14/100	平等割額・・・15/100

イ 均等割額，平等割額の算定に使用する被保険者数及び世帯数について，過去3年度の実績等から推計した数とする。

(3) 後期高齢者支援金等賦課総額について，表3に掲げる額の見込額から表4に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

（第13条の6の2関係）

表3

改正案	現 行
国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(後期高齢者支援金等分)の額	後期高齢者支援金等の納付に要する費用の額

表4

改正案	現 行
次に掲げる額の合算額 ア 県及び市の補助金及び貸付金の額 イ その他国民健康保険事業に要する費用のための収入の額	次に掲げる額の合算額 ア 療養給付費負担金の額 イ 国及び県の調整交付金の額 ウ 国の補助金の額 エ 県及び市の補助金及び貸付金の額 オ その他国民健康保険事業に要する費用のための収入の額

(4) 後期高齢者支援金等賦課総額より保険料率を算定する方法について

（第13条の6の5関係）

ア 所得割額，均等割額，平等割額の賦課総額に対する按分割合を次に掲げる通りとする。

改正案	現 行
所得割額・・・52/100	所得割額・・・50/100
均等割額・・・34/100	均等割額・・・35/100
平等割額・・・14/100	平等割額・・・15/100

イ 均等割額，平等割額の算定に使用する被保険者数及び世帯数について，過去3年度の実績等から推計した数とする。

(5) 介護納付金賦課総額について，表5に掲げる額の見込額から表6に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(第13条の7関係)

表5

改正案	現 行
国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(介護納付金分)の額	介護納付金の納付に要する費用の額

表6

改正案	現 行
次に掲げる額の合算額 ア 県及び市の補助金及び貸付金の額 イ その他国民健康保険事業に要する費用のための収入の額	次に掲げる額の合算額 ア 療養給付費負担金の額 イ 国及び県の調整交付金の額 ウ 国の補助金の額 エ 県及び市の補助金及び貸付金の額 オ その他国民健康保険事業に要する費用のための収入の額

(6) 介護納付金賦課総額より保険料率を算定する方法について

(第13条の10関係)

ア 所得割額，均等割額，平等割額の賦課総額に対する按分割合を次に掲げる通りとする。

改正案	現 行
所得割額・・・52/100	所得割額・・・50/100
均等割額・・・34/100	均等割額・・・35/100
平等割額・・・14/100	平等割額・・・15/100

イ 均等割額，平等割額の算定に使用する被保険者数及び世帯数について，過去3年度の実績等から推計した数とする。

(7) 被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減に係る所得判定基準の拡充

(第17条関係)

ア 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において，被保険者数と特

定同一世帯所属者（※）数の合計数に乗じる金額を27.5万円（現行は27万円）とする。

イ 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数と特定同一世帯所属者数の合計数に乗じる金額を50万円（現行は49万円）とする。

※ 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した後も継続して同一の世帯に属する者をいう。

(8) 基礎賦課限度額を国民健康保険法施行令に準じるもの（現行は54万円）とする。（第13条の6関係）

(9) 後期高齢者支援金等賦課限度額を国民健康保険法施行令に準じるもの（現行は19万円）とする。（第13条の6の10関係）

(10) 介護納付金賦課限度額を国民健康保険法施行令に準じるもの（現行は16万円）とする。（第13条の11関係）

(11) 普通徴収に係る保険料の納期について、3月に第9期の納期を新たに設ける  
(第15条関係)

### 3 施行期日等

(1) 平成30年4月1日

(2) 改正後の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 国民健康保険条例改正の概要

平成 30 年度から施行される国民健康保険の県単位化等に伴い、保険料の賦課総額に係る基準の改正等所要の改正を行う。 ※政令：国民健康保険法施行令

改正事項	改正内容	補足説明																																																				
<p>1 賦課総額に係る基準の改正 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料 P1</span>                      保険料賦課に係る賦課総額の基準を改正する。</p>	<p>【現行】</p> <p>○基礎賦課分</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>【費用】</b>                              ・保険給付費                              ・前期高齢者納付金                              ・保健事業費                              ・共同事業拠出金 等                         </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">-</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>【収入】</b>                              ・国、県負担金                              ・国、県補助金                              ・前期高齢者交付金                              ・共同事業交付金                              ・過年度分保険料                              ・一般会計繰入金 等                         </td> </tr> </table> <p>○後期高齢者支援金等分</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>【費用】</b>                              後期高齢者支援金等                         </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">-</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>【収入】</b>                              ・国負担金                              ・国、県補助金                              ・過年度分保険料                              ・一般会計繰入金 等                         </td> </tr> </table> <p>○介護納付金分</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>【費用】</b>                              介護納付金                         </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">-</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>【収入】</b>                              ・国負担金                              ・国、県補助金                              ・過年度分保険料                              ・一般会計繰入金 等                         </td> </tr> </table>	<b>【費用】</b> ・保険給付費 ・前期高齢者納付金 ・保健事業費 ・共同事業拠出金 等	-	<b>【収入】</b> ・国、県負担金 ・国、県補助金 ・前期高齢者交付金 ・共同事業交付金 ・過年度分保険料 ・一般会計繰入金 等	<b>【費用】</b> 後期高齢者支援金等	-	<b>【収入】</b> ・国負担金 ・国、県補助金 ・過年度分保険料 ・一般会計繰入金 等	<b>【費用】</b> 介護納付金	-	<b>【収入】</b> ・国負担金 ・国、県補助金 ・過年度分保険料 ・一般会計繰入金 等	<p>【改正案】</p> <p>○基礎賦課分</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>【費用】</b>                              ・保険給付費                              ・国保事業費納付金                              ・財政安定化基金                              拠出金、償還金                              ・保健事業費 等                         </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">-</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>【収入】</b>                              ・国、県補助金                              ・保険給付費等交付金                              ・過年度分保険料                              ・一般会計繰入金 等                         </td> </tr> </table> <p>○後期高齢者支援金等分</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>【費用】</b>                              国保事業費納付金                         </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">-</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>【収入】</b>                              ・県補助金                              ・過年度分保険料                              ・一般会計繰入金 等                         </td> </tr> </table> <p>○介護納付金分</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>【費用】</b>                              国保事業費納付金                         </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">-</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>【収入】</b>                              ・県補助金                              ・過年度分保険料                              ・一般会計繰入金 等                         </td> </tr> </table>	<b>【費用】</b> ・保険給付費 ・国保事業費納付金 ・財政安定化基金 拠出金、償還金 ・保健事業費 等	-	<b>【収入】</b> ・国、県補助金 ・保険給付費等交付金 ・過年度分保険料 ・一般会計繰入金 等	<b>【費用】</b> 国保事業費納付金	-	<b>【収入】</b> ・県補助金 ・過年度分保険料 ・一般会計繰入金 等	<b>【費用】</b> 国保事業費納付金	-	<b>【収入】</b> ・県補助金 ・過年度分保険料 ・一般会計繰入金 等	<p>補足説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要となる保険料の総額（賦課総額）を算出するための規定を、政令改正に伴い改正する。</li> <li><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料 P1</span>の仕組みとなることにより、制度改正後の市の歳入及び歳出に対応した賦課総額の基準とする。</li> </ul> <p>○保険料率の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基礎賦課分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分ごとに算定する。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <table style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <tr> <td style="text-align: center;"> <math display="block">\frac{\text{現課総額} \times \text{所得割} 50\%}{\text{所得総額}} = \text{保険料率}</math> </td> <td style="text-align: center;"> <math display="block">\frac{\text{現課総額} \times \text{均等割} 35\%}{\text{被保険者数}} = \text{保険料率}</math> </td> <td style="text-align: center;"> <math display="block">\frac{\text{現課総額} \times \text{平等割} 15\%}{\text{世帯数}} = \text{保険料率}</math> </td> </tr> </table></div> <p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">改正 1</span>      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">改正 2 (1)</span>      <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">改正 2 (2)</span> </p>	$\frac{\text{現課総額} \times \text{所得割} 50\%}{\text{所得総額}} = \text{保険料率}$	$\frac{\text{現課総額} \times \text{均等割} 35\%}{\text{被保険者数}} = \text{保険料率}$	$\frac{\text{現課総額} \times \text{平等割} 15\%}{\text{世帯数}} = \text{保険料率}$																														
<b>【費用】</b> ・保険給付費 ・前期高齢者納付金 ・保健事業費 ・共同事業拠出金 等	-	<b>【収入】</b> ・国、県負担金 ・国、県補助金 ・前期高齢者交付金 ・共同事業交付金 ・過年度分保険料 ・一般会計繰入金 等																																																				
<b>【費用】</b> 後期高齢者支援金等	-	<b>【収入】</b> ・国負担金 ・国、県補助金 ・過年度分保険料 ・一般会計繰入金 等																																																				
<b>【費用】</b> 介護納付金	-	<b>【収入】</b> ・国負担金 ・国、県補助金 ・過年度分保険料 ・一般会計繰入金 等																																																				
<b>【費用】</b> ・保険給付費 ・国保事業費納付金 ・財政安定化基金 拠出金、償還金 ・保健事業費 等	-	<b>【収入】</b> ・国、県補助金 ・保険給付費等交付金 ・過年度分保険料 ・一般会計繰入金 等																																																				
<b>【費用】</b> 国保事業費納付金	-	<b>【収入】</b> ・県補助金 ・過年度分保険料 ・一般会計繰入金 等																																																				
<b>【費用】</b> 国保事業費納付金	-	<b>【収入】</b> ・県補助金 ・過年度分保険料 ・一般会計繰入金 等																																																				
$\frac{\text{現課総額} \times \text{所得割} 50\%}{\text{所得総額}} = \text{保険料率}$	$\frac{\text{現課総額} \times \text{均等割} 35\%}{\text{被保険者数}} = \text{保険料率}$	$\frac{\text{現課総額} \times \text{平等割} 15\%}{\text{世帯数}} = \text{保険料率}$																																																				
<p>2 保険料率の算定方法の改正 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料 P2</span></p> <p>(1) 賦課総額に係る所得割総額、均等割総額、平等割総額の割合を、標準保険料率算定に係る賦課総額の割合に準ずる割合とする。ただし、保険料が急激に増加しないよう段階的に措置する。</p> <p>(2) 均等割額、平等割額の算定に使用する被保険者数及び世帯数について、過去の実績から推計した数値を使用することとする。</p>	<p>【現行】</p> <p>(1) 賦課総額の割合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>平等割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎賦課分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援金等分</td> <td>50%</td> <td>35%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>介護納付金分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 被保険者数及び世帯数 賦課期日現在</p>		所得割	均等割	平等割	基礎賦課分				後期高齢者支援金等分	50%	35%	15%	介護納付金分				<p>【改正案】</p> <p>(1) 賦課総額の割合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>平等割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎賦課分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援金等分</td> <td>52%</td> <td>34%</td> <td>14%</td> </tr> <tr> <td>介護納付金分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 被保険者数及び世帯数 過去の実績から推計した数値</p>		所得割	均等割	平等割	基礎賦課分				後期高齢者支援金等分	52%	34%	14%	介護納付金分				<p>(1) 賦課総額の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現行は、政令で規定する標準割合としている。</li> <li>納付金の算定上、本市の賦課総額に対する所得割総額の割合が現行より高くなることから、保険料率の均衡を図るため、段階的に改正する。</li> </ul> <p>(2) 被保険者数と世帯数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>標準保険料率算定上の基準と同様の方法で算定できるようにする。</li> </ul>																			
	所得割	均等割	平等割																																																			
基礎賦課分																																																						
後期高齢者支援金等分	50%	35%	15%																																																			
介護納付金分																																																						
	所得割	均等割	平等割																																																			
基礎賦課分																																																						
後期高齢者支援金等分	52%	34%	14%																																																			
介護納付金分																																																						
<p>○標準保険料率算定に係る賦課総額の算出方法</p> <p>・本市の納付金及び標準保険料率算定に係る賦課総額は、県全体の納付金総額から、本市の所得、被保険者数、世帯数のシェア等で按分して算出される。</p> <p>・基礎賦課分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分ごとに算出する（下記は、基礎賦課分の算出例）。</p>																																																						
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                 県の納付金総額 【費用額】-【収入】             </td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                 50% 所得割             </td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                 医療費水準             </td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                 × 所得係数 × 所得のシェア             </td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                 各市町の納付金             </td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                 各市町の個別の調整額             </td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                 賦課総額             </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                 × 35% 均等割             </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                 × 被保険者数のシェア             </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                 所得割 56%             </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                 × 15% 平等割             </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                 × 世帯数のシェア             </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                 均等割 31%             </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                 平等割 13%             </td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">本市の割合</span> ↓             </p>			県の納付金総額 【費用額】-【収入】	×	50% 所得割	×	医療費水準	×	× 所得係数 × 所得のシェア	=	各市町の納付金	+	各市町の個別の調整額	=	賦課総額			× 35% 均等割				× 被保険者数のシェア						所得割 56%			× 15% 平等割				× 世帯数のシェア						均等割 31%													平等割 13%
県の納付金総額 【費用額】-【収入】	×	50% 所得割	×	医療費水準	×	× 所得係数 × 所得のシェア	=	各市町の納付金	+	各市町の個別の調整額	=	賦課総額																																										
		× 35% 均等割				× 被保険者数のシェア						所得割 56%																																										
		× 15% 平等割				× 世帯数のシェア						均等割 31%																																										
												平等割 13%																																										

改正事項	改正内容		補足説明												
<p>3 賦課限度額の改正 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">資料 P3</span></p> <p>賦課限度額を政令の規定に準じるものとする。</p>	<p>【現行】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>賦課限度額（金額）を規定</li> </ul> <table border="1" data-bbox="510 204 862 288"> <tr> <td>基礎賦課分</td> <td>54 万円</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援金等分</td> <td>19 万円</td> </tr> <tr> <td>介護納付金分</td> <td>16 万円</td> </tr> </table>	基礎賦課分	54 万円	後期高齢者支援金等分	19 万円	介護納付金分	16 万円	<p>【改正案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政令の規定に準じるものとする。</li> <li>平成 30 年度賦課限度額</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1025 228 1384 312"> <tr> <td>基礎賦課分</td> <td>58 万円</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援金等分</td> <td>19 万円</td> </tr> <tr> <td>介護納付金分</td> <td>16 万円</td> </tr> </table>	基礎賦課分	58 万円	後期高齢者支援金等分	19 万円	介護納付金分	16 万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者間の保険料負担の均衡を図る。</li> <li>政令に規定する賦課限度額を政令の施行に合わせて適用する。</li> </ul>
基礎賦課分	54 万円														
後期高齢者支援金等分	19 万円														
介護納付金分	16 万円														
基礎賦課分	58 万円														
後期高齢者支援金等分	19 万円														
介護納付金分	16 万円														
<p>4 保険料軽減に係る所得判定基準の拡充</p> <p>被保険者均等割額及び世帯別平等割額の 5 割及び 2 割軽減適用となる所得の判定基準を引き上げる。 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">資料 P7</span></p>	<p>【現行】</p> <table border="1" data-bbox="510 379 904 435"> <tr> <td>5 割軽減</td> <td>33 万円+27 万円×人数</td> </tr> <tr> <td>2 割軽減</td> <td>33 万円+49 万円×人数</td> </tr> </table>	5 割軽減	33 万円+27 万円×人数	2 割軽減	33 万円+49 万円×人数	<p>【改正案】</p> <table border="1" data-bbox="1025 379 1424 435"> <tr> <td>5 割軽減</td> <td>33 万円+27.5 万円×人数</td> </tr> <tr> <td>2 割軽減</td> <td>33 万円+50 万円×人数</td> </tr> </table>	5 割軽減	33 万円+27.5 万円×人数	2 割軽減	33 万円+50 万円×人数	<ul style="list-style-type: none"> <li>政令改正に伴い改正する。</li> </ul>				
5 割軽減	33 万円+27 万円×人数														
2 割軽減	33 万円+49 万円×人数														
5 割軽減	33 万円+27.5 万円×人数														
2 割軽減	33 万円+50 万円×人数														
<p>5 普通徴収に係る納期の改正 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">資料 P8</span></p> <p>3 月に第 9 期の納期を新たに設ける。</p>	<p>【現行】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第 1 期（7 月）から第 8 期（2 月）までの 8 回</li> </ul>	<p>【改正案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第 1 期（7 月）から第 9 期（3 月）までの 9 回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 期当たりの保険料の支払いの負担を緩和する。</li> </ul>												

改正事項 1

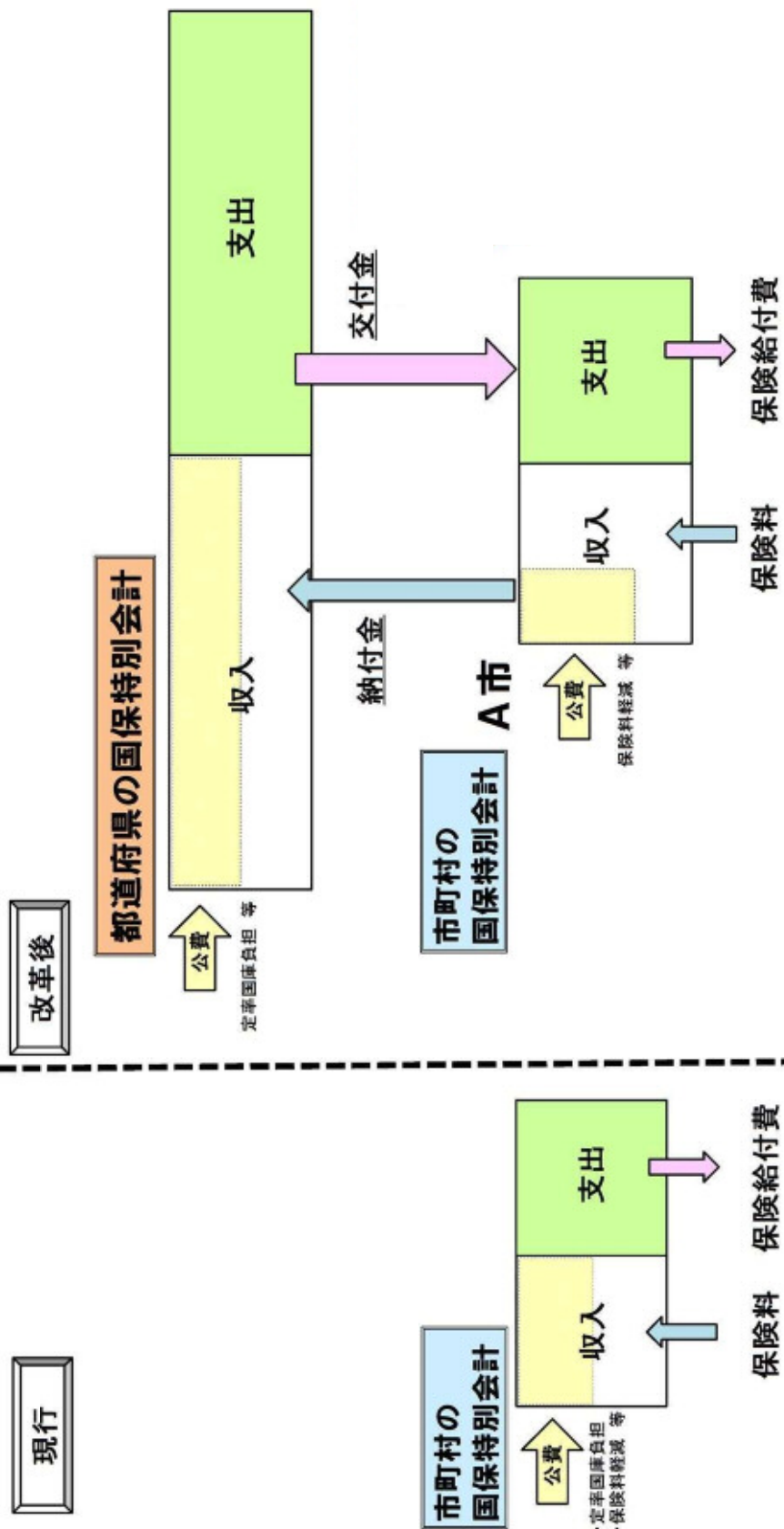
改革後の国保財政の仕組み(イメージ)

○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う(保険給付費等交付金の交付)ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。

※ 都道府県にも国保特別会計を設置

○ 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。

※ 納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮



改正事項 2

賦課総額割合の改正について

※現行の保険料率で賦課限度額を4万円(基礎賦課分)引上げた場合の賦課総額を基に試算

	現行			改正案 ※世帯の保険料の上昇が2%未満			現行との差		
	賦課総額 割合	料率	賦課総額 割合	料率	賦課総額 割合	料率	賦課総額 割合	料率	
基礎賦課分	所得割	50.0%	6.3%	52.0%	6.4%	2.0%	0.1%		
	均等割	35.0%	29,760	34.0%	29,760	-1.0%	0		
	平等割	15.0%	21,120	14.0%	20,160	-1.0%	-960		
	賦課限度額		54万円		58万円		4万円		
後期高齢者支援金等分	所得割	50.0%	2.7%	52.0%	2.7%	2.0%	0.0%		
	均等割	35.0%	11,520	34.0%	11,520	-1.0%	0		
	平等割	15.0%	8,280	14.0%	8,160	-1.0%	-120		
	賦課限度額		19万円		19万円		0万円		
介護納付金分	所得割	50.0%	2.6%	52.0%	2.7%	2.0%	0.1%		
	均等割	35.0%	13,440	34.0%	13,080	-1.0%	-360		
	平等割	15.0%	6,720	14.0%	6,360	-1.0%	-360		
	賦課限度額		16万円		16万円		0万円		

【参考】平成30年度標準保険料率算定結果の賦課総額割合とした場合の試算

	賦課割合	料率	賦課総額 割合	料率	現行との差
	56.0%	7.0%	6.0%	6.0%	0.7%
	31.0%	27,240	-4.0%	-4.0%	-2,520
	13.0%	18,720	-2.0%	-2.0%	-2,400
		58万円			4万円
	56.0%	3.0%	6.0%	6.0%	0.3%
	31.0%	10,560	-4.0%	-4.0%	-960
	13.0%	7,320	-2.0%	-2.0%	-960
		19万円			0万円
	54.0%	2.9%	4.0%	4.0%	0.3%
	32.0%	12,240	-3.0%	-3.0%	-1,200
	14.0%	6,240	-1.0%	-1.0%	-480
		16万円			0万円



改正事項3 国民健康保険料賦課限度額に係る改正について

1 芦屋市の保険料率と賦課限度額（現行）

（表1）

	平等割額(1) 1世帯につき	均等割額(2) 被保険者1人につき	所得割額(3) 世帯内の国保加入者全員の 平成27年中の基準総所得金額 ×	平成28年度 年間保険料(4) (1)+(2)+(3) 【限度額】			
基礎分	21,120円	+	29,760円	+	6.3%	=	【540,000円】
後期分	8,280円	+	11,520円	+	2.7%	=	【190,000円】
介護分	6,720円	+	13,440円	+	2.6%	=	【160,000円】

2 賦課限度額の内容

（単位：万円）（表2）

	対象者：被保険者全員			対象者：40歳～64歳	
	基礎分(1)	後期分(2)	計(3) ((1)+(2))	介護分(4)	計(5) ((3)+(4))
平成29年度(現行)	54	19	73	16	89
平成30年度(改正案)	58	19	77	16	93
対前年度比(増額)	4	0	4	0	4

（基礎分：基礎賦課限度額 後期分：後期高齢者支援金等賦課限度額 介護分：介護納付金賦課限度額）

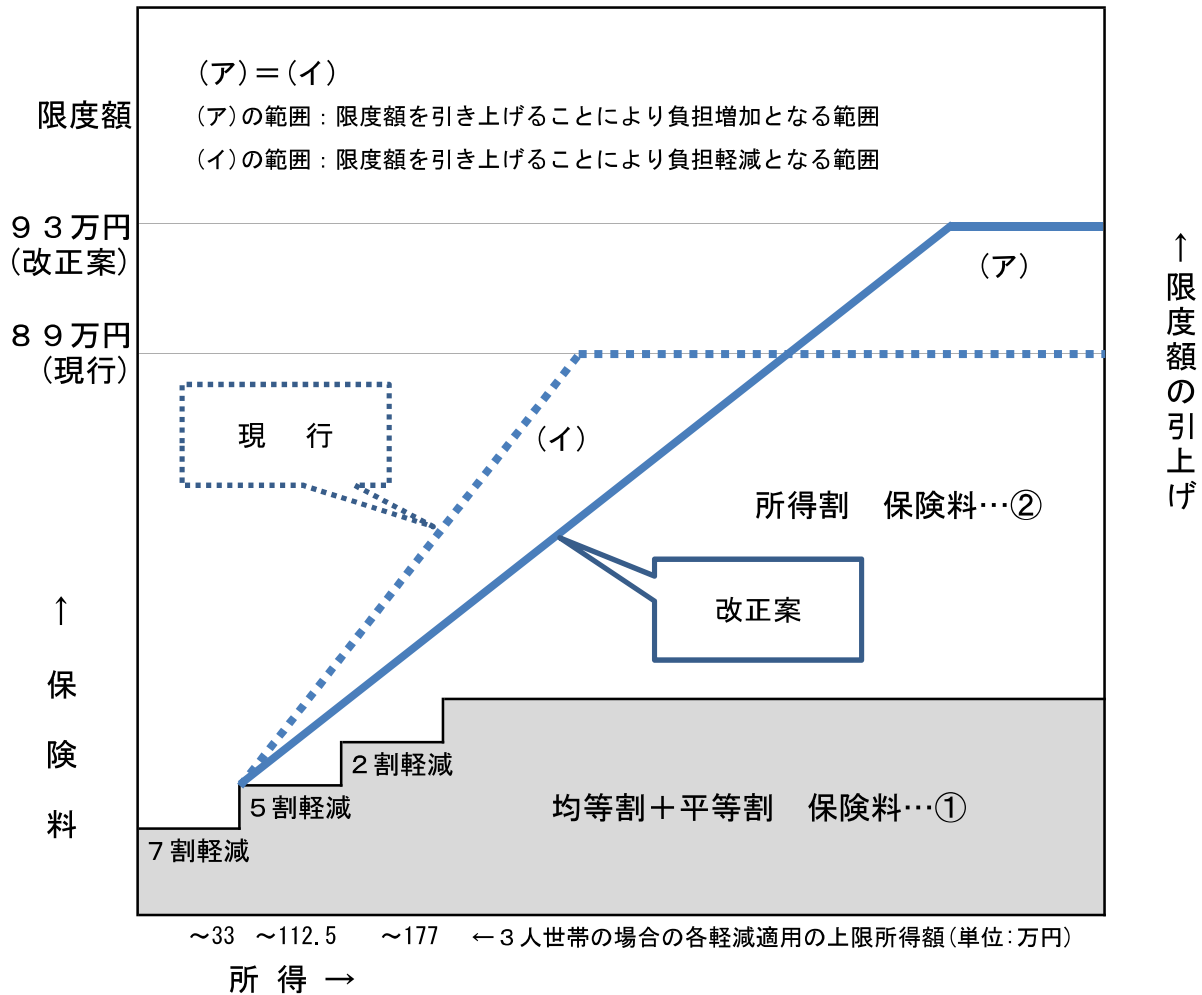
### 3 賦課限度額の引上げに伴う負担軽減等について

(基礎分58万円+後期分19万円+介護分16万円=93万円)

保険料負担の範囲の変化

- ・ 現 行 : ①の塗りつぶし範囲+「現行」の点線から右側の範囲  
 $\updownarrow$  (保険料の総額は同額)
- ・ 改正案 : ①の塗りつぶし範囲+「改正案」の実線から右側の範囲

(図1)



# 基礎分保険料(1)

※納付対象者は、国保加入者全員

現行		改正案の効果	
所得割率	6.30 %	所得割率	6.13 %
均等割額	29,760 円	均等割額	29,760 円
平等割額	21,120 円	平等割額	21,120 円
賦課限度額	540,000 円	賦課限度額	580,000 円

※ 改正案の所得割率は、賦課総額、世帯数、被保険者数及び所得金額が現行と同一と仮定した場合の試算値

給与収入額	所得金額	1人世帯			2人世帯			3人世帯		
		現行	改正案	差額	現行	改正案	差額	現行	改正案	差額
未申告	未申告	50,880	50,880	0	80,640	80,640	0	110,400	110,400	0
0 円	0 円	15,264	15,264	0	24,192	24,192	0	33,120	33,120	0
98.0 万円	33.0 万円	15,264	15,264	0	24,192	24,192	0	33,120	33,120	0
98.1 万円	33.1 万円	25,503	25,501	-2	40,383	40,381	-2	55,263	55,261	-2
125.0 万円	60.0 万円	42,450	41,991	-459	57,330	56,871	-459	72,210	71,751	-459
125.1 万円	60.1 万円	57,777	57,316	-461	57,393	56,932	-461	72,273	71,812	-461
147.0 万円	82.0 万円	71,574	70,741	-833	71,190	70,357	-833	86,070	85,237	-833
147.1 万円	82.1 万円	81,813	80,978	-835	71,253	70,418	-835	86,133	85,298	-835
152.0 万円	87.0 万円	84,900	83,982	-918	74,340	73,422	-918	89,220	88,302	-918
152.1 万円	87.1 万円	84,963	84,043	-920	98,595	97,675	-920	89,283	88,363	-920
188.7 万円	114.0 万円	101,910	100,533	-1,377	115,542	114,165	-1,377	106,230	104,853	-1,377
189.1 万円	114.1 万円	101,973	100,594	-1,379	115,605	114,226	-1,379	139,413	138,034	-1,379
213.1 万円	131.0 万円	112,620	110,954	-1,666	126,252	124,586	-1,666	150,060	148,394	-1,666
213.1 万円	131.1 万円	112,683	111,015	-1,668	142,443	140,775	-1,668	150,123	148,455	-1,668
227.5 万円	141.0 万円	118,920	117,084	-1,836	148,680	146,844	-1,836	156,360	154,524	-1,836
227.5 万円	141.1 万円	118,983	117,145	-1,838	148,743	146,905	-1,838	156,423	154,585	-1,838
265.9 万円	168.0 万円	135,930	133,635	-2,295	165,690	163,395	-2,295	173,370	171,075	-2,295
265.9 万円	168.1 万円	135,993	133,696	-2,297	165,753	163,456	-2,297	173,433	171,136	-2,297
283.1 万円	180.0 万円	143,490	140,991	-2,499	173,250	170,751	-2,499	180,930	178,431	-2,499
283.1 万円	180.1 万円	143,553	141,052	-2,501	173,313	170,812	-2,501	203,073	200,572	-2,501
353.1 万円	229.0 万円	174,360	171,028	-3,332	204,120	200,788	-3,332	233,880	230,548	-3,332
353.1 万円	229.1 万円	174,423	171,089	-3,334	204,183	200,849	-3,334	233,943	230,609	-3,334
415.1 万円	278.0 万円	205,230	201,065	-4,165	234,990	230,825	-4,165	264,750	260,585	-4,165
415.5 万円	278.1 万円	205,293	201,126	-4,167	235,053	230,886	-4,167	264,813	260,646	-4,167
442.7 万円	300.0 万円	219,090	214,551	-4,539	248,850	244,311	-4,539	278,610	274,071	-4,539
473.9 万円	325.0 万円	234,840	229,876	-4,964	264,600	259,636	-4,964	294,360	289,396	-4,964
505.1 万円	350.0 万円	250,590	245,201	-5,389	280,350	274,961	-5,389	310,110	304,721	-5,389
536.3 万円	375.0 万円	266,340	260,526	-5,814	296,100	290,286	-5,814	325,860	320,046	-5,814
567.9 万円	400.0 万円	282,090	275,851	-6,239	311,850	305,611	-6,239	341,610	335,371	-6,239
599.1 万円	425.0 万円	297,840	291,176	-6,664	327,600	320,936	-6,664	357,360	350,696	-6,664
630.3 万円	450.0 万円	313,590	306,501	-7,089	343,350	336,261	-7,089	373,110	366,021	-7,089
661.2 万円	475.0 万円	329,340	321,826	-7,514	359,100	351,586	-7,514	388,860	381,346	-7,514
688.9 万円	500.0 万円	345,090	337,151	-7,939	374,850	366,911	-7,939	404,610	396,671	-7,939
716.7 万円	525.0 万円	360,840	352,476	-8,364	390,600	382,236	-8,364	420,360	411,996	-8,364
744.5 万円	550.0 万円	376,590	367,801	-8,789	406,350	397,561	-8,789	436,110	427,321	-8,789
772.3 万円	575.0 万円	392,340	383,126	-9,214	422,100	412,886	-9,214	451,860	442,646	-9,214
800.1 万円	600.0 万円	408,090	398,451	-9,639	437,850	428,211	-9,639	467,610	457,971	-9,639
822.7 万円	620.4 万円	420,942	410,956	-9,986	450,702	440,716	-9,986	480,462	470,476	-9,986
822.8 万円	620.5 万円	421,005	411,017	-9,988	450,765	440,777	-9,988	480,525	470,537	-9,988
875.2 万円	667.6 万円	450,678	439,889	-10,789	480,438	469,649	-10,789	510,198	499,409	-10,789
875.3 万円	667.7 万円	450,741	439,951	-10,790	480,501	469,711	-10,790	510,261	499,471	-10,790
913.3 万円	701.9 万円	472,287	460,915	-11,372	502,047	490,675	-11,372	531,807	520,435	-11,372
913.4 万円	702.0 万円	472,350	460,977	-11,373	502,110	490,737	-11,373	531,870	520,497	-11,373
927.7 万円	714.9 万円	480,477	468,884	-11,593	510,237	498,644	-11,593	539,997	528,404	-11,593
927.8 万円	715.0 万円	480,540	468,946	-11,594	510,300	498,706	-11,594	540,000	528,466	-11,534
967.3 万円	750.5 万円	502,905	490,707	-12,198	532,665	520,467	-12,198	540,000	550,227	10,227
967.4 万円	750.6 万円	502,968	490,768	-12,200	532,728	520,528	-12,200	540,000	550,288	10,288
980.2 万円	762.1 万円	510,213	497,818	-12,395	539,973	527,578	-12,395	540,000	557,338	17,338
980.3 万円	762.2 万円	510,276	497,879	-12,397	540,000	527,639	-12,361	540,000	557,399	17,399
1,020.1 万円	799.0 万円	533,460	520,438	-13,022	540,000	550,198	10,198	540,000	579,958	39,958
1,020.2 万円	799.1 万円	533,523	520,499	-13,024	540,000	550,259	10,259	540,000	580,000	40,000
1,030.9 万円	809.3 万円	539,949	526,751	-13,198	540,000	556,511	16,511	540,000	580,000	40,000
1,031.0 万円	809.4 万円	540,000	526,813	-13,187	540,000	556,573	16,573	540,000	580,000	40,000
1,071.2 万円	847.6 万円	540,000	550,229	10,229	540,000	579,989	39,989	540,000	580,000	40,000
1,071.3 万円	847.7 万円	540,000	550,291	10,291	540,000	580,000	40,000	540,000	580,000	40,000
1,122.3 万円	896.1 万円	540,000	579,960	39,960	540,000	580,000	40,000	540,000	580,000	40,000
1,122.4 万円	896.2 万円	540,000	580,000	40,000	540,000	580,000	40,000	540,000	580,000	40,000

現行限度額

改正案限度額

# 基礎分保険料(2)

※納付対象者は、国保加入者全員

現行		改正案の効果	
所得割率	6.30 %	所得割率	6.13 %
均等割額	29,760 円	均等割額	29,760 円
平等割額	21,120 円	平等割額	21,120 円
賦課限度額	540,000 円	賦課限度額	580,000 円

※ 改正案の所得割率は、賦課総額、世帯数、被保険者数及び所得金額が現行と同一と仮定した場合の試算値

(単位:円)

給与収入額	所得金額	4人世帯			5人世帯		
		現行	改正案	差額	現行	改正案	差額
未申告	未申告	140,160	140,160	0	169,920	169,920	0
0 円	0 円	42,048	42,048	0	50,976	50,976	0
98.0 万円	33.0 万円	42,048	42,048	0	50,976	50,976	0
98.1 万円	33.1 万円	70,143	70,141	-2	85,023	85,021	-2
125.0 万円	60.0 万円	87,090	86,631	-459	101,970	101,511	-459
125.1 万円	60.1 万円	87,153	86,692	-461	102,033	101,572	-461
147.0 万円	82.0 万円	100,950	100,117	-833	115,830	114,997	-833
147.1 万円	82.1 万円	101,013	100,178	-835	115,893	115,058	-835
152.0 万円	87.0 万円	104,100	103,182	-918	118,980	118,062	-918
152.1 万円	87.1 万円	104,163	103,243	-920	119,043	118,123	-920
188.7 万円	114.0 万円	121,110	119,733	-1,377	135,990	134,613	-1,377
189.1 万円	114.1 万円	121,173	119,794	-1,379	136,053	134,674	-1,379
213.1 万円	131.0 万円	131,820	130,154	-1,666	146,700	145,034	-1,666
213.1 万円	131.1 万円	131,883	130,215	-1,668	146,763	145,095	-1,668
227.5 万円	141.0 万円	138,120	136,284	-1,836	153,000	151,164	-1,836
227.5 万円	141.1 万円	180,231	178,393	-1,838	153,063	151,225	-1,838
265.9 万円	168.0 万円	197,178	194,883	-2,295	170,010	167,715	-2,295
265.9 万円	168.1 万円	197,241	194,944	-2,297	221,049	218,752	-2,297
283.1 万円	180.0 万円	204,738	202,239	-2,499	228,546	226,047	-2,499
283.1 万円	180.1 万円	204,801	202,300	-2,501	228,609	226,108	-2,501
353.1 万円	229.0 万円	235,608	232,276	-3,332	259,416	256,084	-3,332
353.1 万円	229.1 万円	263,703	260,369	-3,334	259,479	256,145	-3,334
415.1 万円	278.0 万円	294,510	290,345	-4,165	290,286	286,121	-4,165
415.5 万円	278.1 万円	294,573	290,406	-4,167	324,333	320,166	-4,167
442.7 万円	300.0 万円	308,370	303,831	-4,539	338,130	333,591	-4,539
473.9 万円	325.0 万円	324,120	319,156	-4,964	353,880	348,916	-4,964
505.1 万円	350.0 万円	339,870	334,481	-5,389	369,630	364,241	-5,389
536.3 万円	375.0 万円	355,620	349,806	-5,814	385,380	379,566	-5,814
567.9 万円	400.0 万円	371,370	365,131	-6,239	401,130	394,891	-6,239
599.1 万円	425.0 万円	387,120	380,456	-6,664	416,880	410,216	-6,664
630.3 万円	450.0 万円	402,870	395,781	-7,089	432,630	425,541	-7,089
661.2 万円	475.0 万円	418,620	411,106	-7,514	448,380	440,866	-7,514
688.9 万円	500.0 万円	434,370	426,431	-7,939	464,130	456,191	-7,939
716.7 万円	525.0 万円	450,120	441,756	-8,364	479,880	471,516	-8,364
744.5 万円	550.0 万円	465,870	457,081	-8,789	495,630	486,841	-8,789
772.3 万円	575.0 万円	481,620	472,406	-9,214	511,380	502,166	-9,214
800.1 万円	600.0 万円	497,370	487,731	-9,639	527,130	517,491	-9,639
822.7 万円	620.4 万円	510,222	500,236	-9,986	539,982	529,996	-9,986
822.8 万円	620.5 万円	510,285	500,297	-9,988	540,000	530,057	-9,943
875.2 万円	667.6 万円	539,958	529,169	-10,789	540,000	558,929	18,929
875.3 万円	667.7 万円	540,000	529,231	-10,769	540,000	558,991	18,991
913.3 万円	701.9 万円	540,000	550,195	10,195	540,000	579,955	39,955
913.4 万円	702.0 万円	540,000	550,257	10,257	540,000	580,000	40,000
927.7 万円	714.9 万円	540,000	558,164	18,164	540,000	580,000	40,000
927.8 万円	715.0 万円	540,000	558,226	18,226	540,000	580,000	40,000
967.3 万円	750.5 万円	540,000	579,987	39,987	540,000	580,000	40,000
967.4 万円	750.6 万円	540,000	580,000	40,000	540,000	580,000	40,000
980.2 万円	762.1 万円	540,000	580,000	40,000	540,000	580,000	40,000
980.3 万円	762.2 万円	540,000	580,000	40,000	540,000	580,000	40,000
1,020.1 万円	799.0 万円	540,000	580,000	40,000	540,000	580,000	40,000
1,020.2 万円	799.1 万円	540,000	580,000	40,000	540,000	580,000	40,000
1,030.9 万円	809.3 万円	540,000	580,000	40,000	540,000	580,000	40,000
1,031.0 万円	809.4 万円	540,000	580,000	40,000	540,000	580,000	40,000
1,071.2 万円	847.6 万円	540,000	580,000	40,000	540,000	580,000	40,000
1,071.3 万円	847.7 万円	540,000	580,000	40,000	540,000	580,000	40,000
1,122.3 万円	896.1 万円	540,000	580,000	40,000	540,000	580,000	40,000
1,122.4 万円	896.2 万円	540,000	580,000	40,000	540,000	580,000	40,000

7割軽減

5割軽減

2割軽減

現行限度額

改正案限度額

改正事項 4

国民健康保険料の軽減に係る所得判定基準の拡充について

低所得者世帯の保険料については、所得の合計額に応じて応益割（均等割＋平等割）を軽減している。

$$\left[ \text{国民健康保険料} = \text{応能割（所得割）} + \boxed{\text{応益割（均等割＋平等割）}} \right]$$

●軽減が受けられる世帯の合計所得の上限額

軽減割合		算定内容
7割	—	33万円以下
5割	現行	33万円＋27万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者 <sup>(※)</sup> 数）以下
	改正案	33万円＋27.5万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）以下
2割	現行	33万円＋49万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）以下
	改正案	33万円＋50万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）以下

(※) 特定同一世帯所属者：国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した後も継続して同一の世帯に属する者

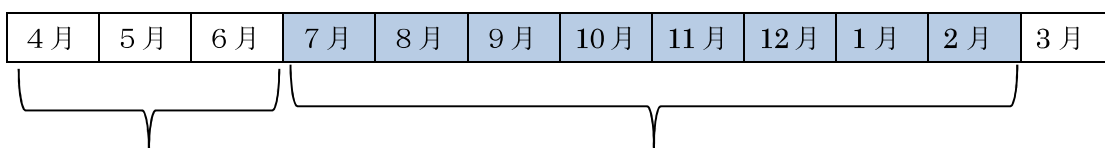
(例) 夫婦と子ども2人の世帯で給与収入のみの場合

		5割軽減	2割軽減
現行	合計所得 141万円以下 (給与収入 約227.1万円以下)	合計所得 229万円以下 (給与収入 約353.1万円以下)	
改正案	合計所得 143万円以下 (給与収入 約230.3万円以下)		合計所得 234万円以下 (給与収入 約360.3万円以下)

改正事項 5

普通徴収に係る保険料の納期数変更について

現行



保険料算定期間

年間保険料を 8 分割で納付

保険料限度額

89 万円

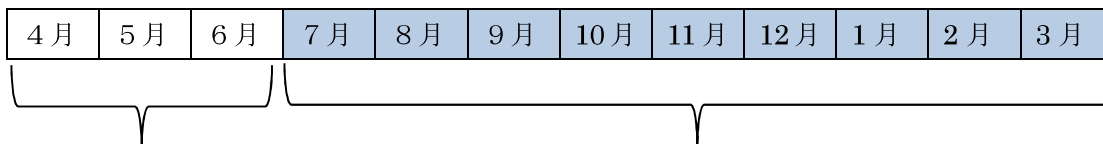
...

1 期当たり納付額

約 11.1 万円



改正案



保険料算定期間

年間保険料を 9 分割で納付

保険料限度額

89 万円

...

1 期当たり納付額

約 9.9 万円

芦屋市国民健康保険条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)その他の法令に定めるもののほか、本市が行う国民健康保険の事務について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<u>芦屋市の国民健康保険の運営に関する協議会の委員の定数</u>)</p> <p>第2条 芦屋市の国民健康保険の運営に関する協議会の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(保険料の賦課額)</p> <p>第9条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「令」という。)第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額(令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。))及び後期高齢者支援金等賦課額(令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。))につき算定した介護納付金賦課額(令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額(令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。))の合算額とする。</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第9条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第17条の規定</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)その他の法令に定めるもののほか、本市が行う国民健康保険について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<u>運営協議会の委員の定数</u>)</p> <p>第2条 国民健康保険運営協議会の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(保険料の賦課額)</p> <p>第9条の2 保険料の賦課額は、被保険者である世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「令」という。)第29条の7第1項に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。))及び後期高齢者支援金等賦課額(同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。))並びに介護納付金賦課被保険者(同項に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。))につき算定した介護納付金賦課額(同項に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。))の合算額とする。</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第9条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第17条の規定</p>

改正案	現行
<p>により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、当該年度の前年度の決算見込みにおいて剰余金を生ずる場合には、当該剰余金見込額(芦屋市国民健康保険事業特別会計基金条例(昭和59年芦屋市条例第11号。以下「特別会計基金条例」という。)第2条第1号の規定による積立金を除く。)を控除するものとし、不足額を生ずる場合には、当該不足見込額を加算するものとする。</p> <p>(1) <u>当該年度における次に掲げる額の合算額</u></p> <p>ア <u>療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額</u></p> <p>イ <u>国民健康保険事業費納付金(法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。)、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」とい</u></p>	<p>により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、当該年度の前年度の決算見込みにおいて剰余金を生ずる場合には、当該剰余金見込額(芦屋市国民健康保険事業特別会計基金条例(昭和59年芦屋市条例第11号。以下「特別会計基金条例」という。)第2条第1号の規定による積立金を除く。)を控除するものとし、不足額を生ずる場合には、当該不足見込額を加算するものとする。</p> <p>(1) <u>当該年度における療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額、高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等(以下「前期高齢者納付金等」という。))の納付に要する費用の額、保健事業に要する費用の額、法第81条の2第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金(当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。))の納付に要する費用の額、同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金(当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。))の納付に要する費用の額の2分の1に相当する額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務(前期高齢者納付金等、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以</u></p>



改正案

現行

う。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

立 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に限る。)及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同

下「後期高齢者支援金等」という。)及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)並びに介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に関する事務を含む。次号において同じ。)の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、退職被保険者等に係る入院時食療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。)の合算額から法附則第7条第1項第2号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合(以下「退職被保険者等所属割合」という。)を乗じて得た額を控除した額(高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)

(2) 当該年度における法第70条の規定による負担金(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金(以下「後期高齢者支援金」という。))及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金(以下「病床転換支援金」という。))並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第72条の規定による調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第72条の2の規定による都

改正案	現行
<p>じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額</p> <p>ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険給付費等交付金(エ)において「国民健康保険給付費等交付金」という。(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)の額</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)</p> <p>の額</p>	<p>道府県調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第72条の5の規定による負担金、法第74条の規定による補助金、法第75条の規定による補助金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)及び貸付金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第81条の2第1項の規定による交付金並びにその他の国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を除く。)のための収入(法第72条の3第1項の規定による繰入金及び法附則第7条第1項の規定による療養給付費等交付金(以下「療養給付費等交付金」という。)を除く。)の額の合算</p> <p>の額</p>
<p>2 (省略)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p>	<p>2 (省略)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p>
<p>第13条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次により算定する。</p>	<p>第13条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次により算定する。</p>
<p>(1) 所得割 基礎賦課総額の100分の52に相当する額を、基礎控除後の総所得金額等(令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の100分の34に相当する額を、当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般</p>	<p>(1) 所得割 基礎賦課総額の100分の50に相当する額を、基礎控除後の総所得金額等(令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の100分の35に相当する額を、賦課期日における一般被保険者数で除して得た額</p>

改正案	現行
<p>被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の100分の14に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことからにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ・ウ （省略）</p> <p>2・3 （省略） （基礎賦課限度額）</p> <p>第13条の6 第10条又は第13条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第10条の基礎賦課額と第13条の2の基礎賦課額との合計額をいう。第16条及び第17条第1項</p>	<p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことからにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ・ウ （省略）</p> <p>2・3 （省略） （基礎賦課限度額）</p> <p>第13条の6 第10条又は第13条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第10条の基礎賦課額と第13条の2の基礎賦課額との合計額をいう。第16条及び第17条第1項</p>

改正案	現 行
<p>において同じ。)は、<u>令第29条の7第2項第10号又は令附則第4条第2項第6号に規定する額を超えることができない。</u></p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第13条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第17条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) <u>当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に係る部分であつて、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)</u></p> <p>(2) <u>当該年度における次に掲げる額の合算額</u></p> <p>ア <u>法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</u></p> <p>イ <u>その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</u></p>	<p>において同じ。)は、<u>540,000円を超えることができない。</u></p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第13条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第17条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) <u>当該年度における後期高齢者支援金等及び病床転換支援金の納付に要する費用の額から後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額</u></p> <p>(2) <u>当該年度における法第70条の規定による負担金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第72条の規定による調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第75条の規定による補助金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に係るものに限る。)</u>及び貸付金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。)その他国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用(後期高</p>

改正案	現 行
<p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第13条の6の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次により算定する。</p> <p>(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の52に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の34に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の14に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数の2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数の4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ・ウ (省略)</p>	<p>年齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。)に係るものに限る。)のための収入(法第72条の3第1項の規定による繰入金及び療養給付費等交付金を除く。)の額の合算額</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第13条の6の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次により算定する。</p> <p>(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の50に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数の2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数の4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ・ウ (省略)</p>

改正案	現行
<p>2・3 (省略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第13条の6の10 第13条の6の3又は第13条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合は、第13条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第13条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合計額をいう。第16条及び第17条第1項において同じ。)は、<u>令第29条の7第3項第9号又は令附則第4条第3項第6号に規定する額を超えることができない。</u></p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第13条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第17条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) <u>当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)</u></p> <p>(2) <u>当該年度における次に掲げる額の合算額</u></p> <p>ア <u>法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)</u>及び<u>同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)</u>の額</p> <p>イ <u>その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費</u></p>	<p>2・3 (省略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第13条の6の10 第13条の6の3又は第13条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合は、第13条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第13条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合計額をいう。第16条及び第17条第1項において同じ。)は、<u>190,000円を超えることができない。</u></p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第13条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第17条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) <u>当該年度における介護納付金の納付に要する費用の額</u></p> <p>(2) <u>当該年度における法第70条の規定による負担金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)</u>、<u>法第72条の規定による調整交付金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)</u>、<u>法第72条の2の規定による都道府県調整交付金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)</u>、<u>法第75条の規定による補助金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)</u>及び<u>貸付金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)</u>その</p>

改正案	現行
<p>納付金の納付に要する費用に限る。) のための収入 (法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。) の額</p> <p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第13条の10 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次により算定する。</p> <p>(1) 所得割 介護納付金賦課総額の100分の52に相当する額を、介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等 (令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合には、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。) の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の100分の34に相当する額を、当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額の100分の14に相当する額を、当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第13条の11 第13条の8の賦課額は、令第29条の7第4項第9号に規定する額を超えることができない。</p>	<p>他国民健康保険事業に要する費用 (介護納付金の納付に要する費用 (介護納付金の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。)) に係るものに限る。) のための収入 (法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。) の額の合算額</p> <p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第13条の10 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次により算定する。</p> <p>(1) 所得割 介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を、介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等 (令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合には、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。) の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の100分の35に相当する額を、賦課期日における介護納付金賦課被保険者数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額の100分の15に相当する額を、賦課期日における介護納付金賦課被保険者の属する世帯数で除して得た額</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第13条の11 第13条の8の賦課額は、160,000円を超えることができない。</p>

改正案	現 行
<p>(普通徴収に係る保険料の納期)</p> <p>第15条 普通徴収に係る保険料の納期は次のとおりとする。</p> <p>第1期 7月1日から同月末日まで</p> <p>第2期 8月1日から同月末日まで</p> <p>第3期 9月1日から同月末日まで</p> <p>第4期 10月1日から同月末日まで</p> <p>第5期 11月1日から同月末日まで</p> <p>第6期 12月1日から同月末日まで</p> <p>第7期 1月1日から同月末日まで</p> <p>第8期 2月1日から同月末日まで</p> <p>第9期 3月1日から同月末日まで</p> <p>2 (省略)</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第17条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第13条の6に規定する額を超える場合には、当該額）とする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に275,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超え</p>	<p>(普通徴収に係る保険料の納期)</p> <p>第15条 普通徴収に係る保険料の納期は次のとおりとする。</p> <p>第1期 7月1日から同月末日まで</p> <p>第2期 8月1日から同月末日まで</p> <p>第3期 9月1日から同月末日まで</p> <p>第4期 10月1日から同月末日まで</p> <p>第5期 11月1日から同月末日まで</p> <p>第6期 12月1日から同月末日まで</p> <p>第7期 1月1日から同月末日まで</p> <p>第8期 2月1日から同月末日まで</p> <p>2 (省略)</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第17条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が540,000円を超える場合には、540,000円）とする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に270,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超え</p>



改正案	現 行
<p>ない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に500,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高</p>	<p>ない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に490,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高</p>

改正案	現 行
<p>年齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の6の3又は第13条の6の6」と、「第13条の6に規定する額を超え<u>る場合には、当該額</u>と読み替えるものとする。</p> <p>5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の8」と、「第13条の6に規定する額を超える場合には、<u>当該額</u>とあるのは「第13条の11に規定する額を超える場合には、<u>当該額</u>と読み替えるものとする。</p> <p>(特例対象被保険者等に係る届出)</p> <p>第21条の3 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>2 前項の届出に当たり、<u>特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者の提示を求められた場合には、これを提示しな<u>なければならない。</u></u></p>	<p>年齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の6の3又は第13条の6の6」と、「<u>540,000円</u>」とあるのは「<u>190,000円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の8」と、「<u>540,000円</u>」とあるのは「<u>160,000円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(特例対象被保険者等に係る届出)</p> <p>第21条の3 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>2 前項の届出は、<u>特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者を提示して行わなければならない。</u></p>